

患者様各位

## 選定療養費制度について

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15%は特定療養費として患者様の負担となります。

当院では、ご入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります。

- ・ 地域一般入院料 1 …一日につき 2,134 円 (税込)
- ・ 特別入院基本料 …一日につき 1,166 円 (税込)

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象となりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。

◎厚生労働大臣が定める難病に罹られている方

◎重度の肢体不自由者、重度の意識障害者

(日常生活自立度ランクB以上)

◎脊髄損傷等の重度障害者

※この他にも選定療養から除外される条件があります。

詳しくは受付窓口までお尋ねください。

以上